

平成 20 年 9 月

入札参加業者 各位

総務部 契約課

入札要項の内容変更について（お知らせ）

平成 20 年 10 月 1 日以降に入札執行する案件から、下記のとおり入札要項の内容を変更しますのでお知らせします。

記

1. 物品・役務

これまでは落札者が契約を締結しなかったときの違約金徴収の条項がありませんでしたので、下記の条文を追加します。

違約金の徴収 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を違約金として徴収する。

2. 建設工事等

違約金の徴収の条項について、「契約金額」を「落札金額」に、「100 分の 2」を「100 分の 3」に、それぞれ変更します。